

黒石市教育委員会告示第7号

平成27年度黒石市教育施策の方針を次のように定める。

平成27年3月30日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

平成27年度黒石市教育委員会重点施策

1 夢や志を支え、知・徳・体が調和する学校教育の推進

(1) 確かな学力の育成

基礎的な知識及び技能を習得、かつ、活用し、自ら考え判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応しよりよく解決する力を養う。

ア 学校教育に係る教科指導の充実

教科指導の現状について把握し、学習指導要領に即した年間指導計画の策定と指導内容の重点化を図った「わかる授業」の実践について指導・助言を行う。

イ 外国語教育の充実

外国語担当教員の補助的役割を担う外国語指導助手を派遣する。

ウ キャリア教育の充実

職場訪問や職場体験学習を円滑に実施するため、キャリア教育に係わる情報交換を通し、各学校と教育委員会が関係機関、団体等との連携を密にする。

エ 情報化に対応する教育の充実

学校での情報教育の一層の推進と情報モラル教育の向上に必要な情報や教材を提供する。

(2) 教員の資質向上

教職に関する専門的事項についての研修を組織的、かつ、計画的に進め、必要とされる資質能力の向上を図る。

ア 教員研修講座の実施

教員の資質向上に必要な研修講座を開設する。

(3) 教育相談の充実

教育に関する諸問題の解決に向けて、児童生徒、保護者、教職員の相談に応じ、児童生徒の望ましい人格の成長への援助を図る。

ア 教育相談室の開設

児童生徒、保護者、教員からの相談に応じ、必要な助言・支援を行う。

(4) 不登校児童生徒の解消

長期欠席をしている不登校児童生徒が在籍校に復帰するための環境を整える。

ア 学習適応指導教室の開設

児童生徒が自己の存在感を実感でき、精神的に安心することができる場所を提供するとともに、諸活動を通して自主性や主体性を育み、たくましく生きる力を養う。併せて、再登校に向けての諸条件の整備や指導・助言を行う。

(5) 特別支援教育の推進

国が目指す共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を図るため、事務執行の仕組みを整え、適切な就学を図る。

ア 適切な就学先の決定

就学指導委員会の判定に基づき、保護者の意見も踏まえながら適切な就学先を決定する。

イ 特別支援教育環境の整備

発達障害等により支援が必要な児童生徒が、安全で安心な学校生活を送る上で必要な支援を行うため、教育環境の整備を図る。

ウ 特別支援教育体制の整備

発達障害等により支援が必要な児童生徒に関する就学相談等教育委員会の体制を構築する。

(6) 学校適正配置の推進

教育委員会が示す適正規模に近づけ、児童生徒の教育環境を適正に保つため、小・中学校の規模の改善を図る。

ア 統合枠組みの決定

小・中学校を取り巻く環境や地域の実情を踏まえて小・中学校の適正規模を見極め、統合の枠組みを早期に決定する。

イ 統合実施計画の策定

学校の統合に関する具体的タイムスケジュールや諸課題の解消など統合までの作業などを示す資料を作成する。

ウ 学校統合の実施

統合実施計画に基づき、小・中学校の統合を実施する。

(7) 学校完全給食の実現

食育を通して健康教育を推進するため、学校完全給食の実現のうち平成32年度の小学校完全給食の実施をめざし検討していく。

ア 小学校給食実施計画の策定

小学校の完全給食に関する具体的タイムスケジュールや諸課題の解消など完全給食実施までの作業などを調査・検討する。

(8) 学校施設・設備の整備

教育環境整備のほか地域の防災拠点機能の確保のため、学校の施設・設備の整備及び改善を図る。

ア 学校施設耐震化の推進

耐震基準を下回る学校施設の解消を図る。

イ 施設・設備の維持管理の充実

施設・設備を適正に使用する上で必要な維持管理を行う。

(9) 学校教育環境の整備

子どもの学ぶ意欲を高め、健康で安全な学校生活を送るための環境整備に努める。

ア 学校管理用備品の整備

安全で快適な学校生活に必要な備品の整備を行う。

イ 教育振興用備品の整備

授業環境の向上に必要な教材備品の整備を行う。

ウ 学校保健活動の充実

子どもが健康で安全な学校生活を送る上で必要な環境の整備を行う。

エ 学校図書館の整備

子どもの学習意欲の向上と読書活動の推進を図る上で必要な学校図書館の環境整備を行う。

(10) 就学の援助

子どもに一定の教育を受けさせるため、経済的理由のある保護者に対し必要な援助を行う。

ア 幼稚園就園の奨励

幼稚園の保育料の低額化を図る。

イ 就学の援助

小・中学校において必要な経費の一部を扶助する。

2 家庭や地域での学びを生かし、つながりを大切にする社会教育の推進

(1) 青少年への教育活動の充実

著しく変化する環境に対応できる生きる力を育み、協調性や自主性等の社会性を養う。

ア 少年リーダーの育成

実践・研修活動を通して、子ども会や地域で活躍するリーダーの資質向上を図る。

イ 青少年の体験活動とキャリア教育の充実

自然体験活動や社会体験活動を通して、精神的なたくましさや忍耐力、協調性、自主性を養うとともに社会人・職業人として自立できるような資質、能力、態度を養う。

ウ 科学教室の開催

理科実験や科学工作、自然体験を通して科学への興味関心を高め、自然を愛する心を育てる。

エ 新成人への意識高揚

成人式を実施することで、成人としての自覚と社会的責任への意識の啓発を図る。

(2) 成人への教育活動の充実

心身ともに健康で生きがいのある充実した生活を送ることができる環境の充実を図る。

ア 社会参加の促進

還暦を節目とし、実年式を実施することで新たな社会参加への自覚と意欲の向上を図る。

イ 学習機会の提供

講座等の学習会を通して、一般教養や専門知識を養う。

(3) 家庭教育の支援

子どもの生活習慣の習得や自立心の育成など教育の原点である家庭教育が、自覚と責任によって行われるよう、様々な学習機会の提供と支援者の人材育成・発掘により、幅広い家庭教育の支援に努める。

ア 家庭教育の拡充

講座等の学習会を通して、子育てや家族のあり方・役割を認識させ、地域全

体で家庭教育の支援体制づくりを進める。

(4) 地域教育力の向上

住民主導型の具体的・実践的な企画運営による「個性ある地域活動」の充実をめざし、学校及び地域の連携による教育力の向上に努める。

ア 地区組織力と公民館職員資質の向上

情報交換の場や研修会等での学びを通して、人づくり・絆づくりの機能や役割を学び、自主的に地域を活性化させる能力を養うとともに、地域コーディネーターの役割を担う公民館職員の資質向上を図る。

イ 社会教育関係団体への活動支援

社会教育関係団体の求めに応じた専門的な技術的指導を行い、社会教育に関する事業への支援を行う。

(5) 読書活動の推進

生涯にわたり読書習慣を身に付けられるよう読書環境を整備し、積極的な読書意欲の向上を図る。

ア 図書サービスの充実

各種団体との連携・協力を得ながら利用者に応じた多様な資料の提供やレファレンスサービスの充実を図る。

イ 読書意識の高揚活動の推進

読み聞かせ等関係機関と連携して読書活動を積極的に推進し、市民が積極的に読書する意欲を養う。

(6) 社会教育施設の整備

社会教育推進の拠点となる各施設の整備を図り、施設が持つ機能を活かす管理・運営に努めるとともに生涯学習の振興を推進する。

ア 社会教育施設の整備

利用者が快適で安全に施設を利用できるよう必要な整備を行う。

イ 社会教育施設の管理運営

コミュニティ施設としての機能を発揮できるよう、管理体制を構築し、適切な運営を行うことで地域の活性化を図る。

3 歴史と文化を尊重し、感性と創造力を高める芸術文化活動の推進

(1) 文化財の保存と活用

郷土に対する愛着と誇りを持ち、潤いのある市民生活を実現するため、未来へ伝える貴重な文化財の保存と活用に努める。

ア 伝統的建造物群の保存修理

黒石市中町伝統的建造物群保存地区を貴重な文化遺産として後世に残すため、修理・修景事業、防災対策事業及び環境物件保存事業等を推進する。

イ 文化財の保護の充実と活用の推進

市内に所在する文化財を保護してその活用を図り、文化的な向上に役立てる。

(2) 地域の歴史・文化の継承

地域の歴史・文化を正しく理解し、継承していく人材の育成をめざす。

ア 古文書解読講座の支援

古文書の解読や昔の事象を学び、地域の歴史・文化の理解を深める。

(3) 芸術文化活動の推進

個性豊かな地域文化を創造し発信するため、芸術文化活動の推進を図る。

ア 黒石少年少女合唱団の育成

小・中学生の個性豊かな音楽活動の推進を図るため、黒石少年少女合唱団を育成する。

イ 文化賞等の表彰

芸術文化活動に優れた能力を発揮し、顕著な成績を残した個人及び団体を表彰することにより、市民の芸術文化活動に対する意欲の高揚を図る。

ウ 市民文化祭の支援

黒石市民文化祭に参加する各芸術文化団体を援助し、市民文化祭の活性化を図る。

(4) 活動環境の整備

平成20年4月から休館している黒石市民文化会館（黒石公民館を含む。）の再開について検討していく。

4 心身の健康を保ち、活力と感動を生み出すスポーツ活動の推進

(1) 一市民一スポーツの推進

市民一人一人が、生活の中に積極的にスポーツを取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しむことのできる「一市民一スポーツ」の実現をめざす。

ア 競技スポーツ力の向上

競技スポーツ大会への参加支援や技術指導を行うことで、競技スポーツ力の向上を図る。

イ レクリエーションスポーツの普及

指導者の派遣や教室などを開催して、レクリエーションスポーツの普及を図

る。

ウ 学校体育施設の開放

公設の体育施設のほか、市民が気軽に利用できる学校の体育施設を開放することで、スポーツ活動の振興を図る。

エ スポーツ賞等の表彰

年間を通してスポーツ活動に顕著な業績を残した者を表彰することで、市民のスポーツ活動に対する意識の高揚を図る。

(2) スポーツ施設の管理運営等

スポーツ施設としての機能を発揮できるよう、管理体制の適切な運営を図る。